### 納税対応状況申出書

年 月 日

北海道知事 様( 総合振興局長(振興局長))

補助事業者(団体等名及び代表者氏名) 印 事業実施主体(団体等名及び代表者氏名) 印 取組主体(団体等名及び代表者氏名) 印

助成対象者(団体等の場合は団体等名及び代表者氏名) ⑩

		糸	内税 対応 (予定)		該当項目									
1	免税事	業者	<u>.</u>											
2	簡易調	<b>果税制</b>	度適用者											
3	一般事	業者	:											
		(1)課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上												
	(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が 95%未満													
		ア	一括比例配分方式											
		イ	個別対応方式											
			(ア) 課税売上対応											
			(イ) 共通売上対応											
	(ウ) 非課税売上対応													
4	// 4F-24	- [ A-A	云体学師入園本日の/ナ	超える										
4	公共社	3八哥	で特定収入割合5%を	以下										

- 注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に〇印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出(3のうち(2)の4の(0)以外の者を除く。)すること。
  - 2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。
  - 3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。
  - 4 補助事業者が事業実施主体の場合にあっては、「事業実施主体(団体等名及び代表者氏名)⑪」の記載は不要。

  - 6 農地利用効率化等交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知)に基づく融資主体支援タイプ、被災農業者支援タイプ及び条件不利地域支援タイプの取組に係る事業及び担い手確保・経営強化支援事業に係る助成対象者にあっては、各助成対象者ごとに作成するものとし、申出書のあて先は事業実施主体である市町村長とすること。ただし、第4の規定に基づく総合振興局長等への提出はこの申出書の写しとすること。

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 

印
( 総合振興局長(振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

### (金地競争力の強化	金	額 円	金	符 円	年月日
業 1 産地収益力の強化に向けた総合的推進		円		P	年月日
野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全(小規模公害防除)の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)、畜産副産物					
(1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接					
オ 土壌土層改良 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 (3) 耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設					
	ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良  (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物能力条件整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設	ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良  (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物能設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製貯蔵施設 カ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設	ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きよ施工 オ 土壌土層改良  (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物能設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設	ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良  (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物を地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設	ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良  (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 ウ 水田飼料作物能設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設

- シ 油糧作物処理加工施設
- ス バイオディーゼル燃料製造供給施設
- (4) 畜産物産地基幹施設整備
  - ア 畜産物処理加工施設
  - イ 家畜市場
  - ウ 家畜飼養管理施設
  - 工 自給飼料関連施設
  - 才 家畜改良增殖関連施設
  - 力 家畜周辺環境影響低減施設
  - キ 畜産副産物肥飼料利用施設
- (5) 農業廃棄物処理施設整備
- 2 産地合理化の促進
  - (1) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備
  - (2) 集出荷貯蔵施設等再編利用
  - (3) 農産物処理加工施設等再編利用
  - (4) 食肉等流通体制再編整備
  - (5) 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編 合理化
  - (6) 乳業再編等整備
    - ア 効率的乳業施設整備
    - イ 集送乳合理化推進整備
    - ウ 需給調整拠点施設整備
- 3 重点政策の推進

会とりの食料システム戦略の推進、スマート 農業の推進、産地における戦略的な人材育成 の推進

- (1) 耕種作物小規模土地基盤整備
- ア ほ場整備
- イ 園地改良
- ウ 優良品種系統等への改植・高接
- エ 暗きょ施工
- 才 土壌土層改良
- (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
- ア 飼料作物作付条件整備
- イ 放牧利用条件整備
- ウ 水田飼料作物作付条件整備
- (3) 耕種作物産地基幹施設整備
- ア 育苗施設
- イ 乾燥調製施設
- ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- 工 農産物処理加工施設
- 才 集出荷貯蔵施設
- 力 産地管理施設
- キ 用土等供給施設
- ク 農作物被害防止施設
- ケ 生産技術高度化施設
- コ 種子種苗生産関連施設
- サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設
- ス バイオディーゼル燃料製造供給施設
- (4) 畜産物産地基幹施設整備
  - ア 畜産物処理加工施設
  - イ 家畜市場
  - ウ 家畜飼養管理施設

	<ul> <li>(2) 行動計画の作成</li> <li>(3) 調査の実施</li> <li>(4) 実証、試験の実施</li> <li>(5) 技術の普及</li> <li>(6) 啓発活動</li> <li>(7) その他(※)</li> </ul>		
事業	産地収益力の強化に向けた総合的推進  (土地利用型作物、果樹、生産体制保安、家畜 改良増殖、生乳乳製品流通  (1) 協議会の開催		
推進	エ 自給飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 家畜周辺環境影響低減施設 キ 畜産副産物肥飼料利用施設 (5) 農業廃棄物処理施設整備 産地競争力の強化		

- 2 補助対象経費の配分のうち、区分相互間の経費の流用はできません。
- 3 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 4 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付等要綱という。)別記様式2により農林水産省の機関(国土交通省北海道開発局を含む。)から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 5 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長)) の承認を受けなければなりません。
- (1) 補助事業の内容の変更
  - ア 事業実施主体の変更
  - イ 費目 (強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領 (平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。) 第9の1の(2)のイに定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は廃止
  - ウ 費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
  - (ア)費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。)
  - (イ)費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。)又は補助金額の増
- (2)補助対象経費の配分の変更
  - 推進事業に係る費目相互間の経費の額の流用
- 6 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局 長))の承認を受けなければなりません。
- 7 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合 振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 8 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 9 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられ たときは、その命令に従わなければなりません。
- 10 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 11 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若 しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 12 補助事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん

功届又は機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。

- 13 補助事業が完了したとき (廃止の承認を受けたときを含む。) は、当該補助事業の完了の日若しくは 廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等 実績報告書を知事(総合振興局長 (振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合 も、同様とします。
- 14 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者 の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなけれ ばなりません。
- 17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったものとします。
  - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額 を納付すること
  - (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。

- 18 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は 一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納 付しなければなりません。
- 19 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 20 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 21 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3)補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれ に付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したと き、又は不正な行為をしたとき。
- 22 前項の規定による処分に関し、推進事業に係る補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。
- 23 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 24 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金(推進事業に限る。)又は違約延滞金の全部又は 一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法 令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、 相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがありま す。

- 25 第8項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 26 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、強い農業づくり交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。)、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

( 部 課 係)

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
  - 2 整備事業の表中の「費目」のうち、該当する取組名を選択して記入すること。また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。

なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。

- 3 推進事業の表中の「費目」のうち、※印は強い農業づくり事業の運用について(平成18年4月3日付け支援第128号北海道農政部長通知)の別記の2の(2)のクの(ア)又は(イ)より、該当する取組名を選択して記入すること。また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。
- 4 補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあっては、第12項を次のように変更して使用すること。 12 補助事業者は、事業実施主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等 を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなけれ ばなりません。
- 5 補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあっては、第12項に次の事項を追加すること。ただし、間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、事業実施主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 6 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を 行った場合には、次の事項を追加すること。
- (1)補助事業者は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)第14条の実績報告(以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- (2)補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体等の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)に定める別記第3号様式により、その金額(実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事(総合振興局長等)に報告しなければなりません。

- 7 補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
- (1)補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします

なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

- (2)補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。
- 8 小規模土地基盤整備を実施する場合にあっては、次の事項を追加すること。 補助事業により小規模土地基盤整備を実施した施工箇所の受益地の全部又は一部が当該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち次に掲げる返還額の算定方法により算出される額(知事(総合振興局長(振興局長))がこれにより少ない額を定めたときはその額)に相当する額を道に返還しなければなりません。ただし、上記に規定する場合であっても、次に掲げる場合には補助金を返還する必要はありません。
- (1) 同一の事業実施主体等が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地面積の10分の1以下につき

行う転用。

- (2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合及び受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。
- (3) (1) 及び(2) のほか、知事が特にやむを得ないと認めるとき。

(補助金返還額の算定方法)

補助金返還額=A×C/B

A:返還対象補助金の総額 B:受益地の総面積 C:転用受益地の面積

- 9 補助事業の内容が整備事業のみの場合にあっては、第5項の(2)及び第22項を削除して使用すること。
- 10 補助事業の内容が推進事業のみの場合にあっては、第26項を次のように変更し、第3項及び第4項を削除して使用すること。
  - 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、北海道補助金等交付規則 (昭和47年北海道規則第34号)、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年1月15日 付け支援第432号農政部長通知)の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって 補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 11 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては、第13項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

<b>法</b> 出事类力		補助対象経費			補助金	金の額	<b>本マ</b> 畑四
補助事業名	区分	費目	金	額	金	額	完了期限
強い農業づくり事業	整備事業	経営改善  1 融資主体支援タイプ (1)融資主体型補助事業 (2)追加的信用供与補助事業  2 被災農業者支援タイプ (1)融資等活用型補助事業 (2)追加的信用供与補助事業 (2)追加的信用供与補助事業  3 条件不利地域支援タイプ  4 附帯事務費		PI		PI	年月日
	合	計					

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長)) の承認を受けなければなりません。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 費目(強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。) 第9の1の(2) のイに定めるものをいう。以下同じ。) の新設又は廃止
  - (3) 費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
    - ア 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合 の補助対象経費の減を除く。)
    - イ 費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。)又は補助金額の増
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の 内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 9 補助事業が完了したとき (廃止の承認を受けたときを含む。) は、当該補助事業の完了の日若しくは 廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等 実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合 も、同様とします。
- 10 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 11 補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを 区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から

5年間(追加的信用供与補助にあっては、対象区域すべての当該補助に係る融資(以下「プロジェクト融資」という。)の保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点まで)保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

- 12 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 13 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者 の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなけれ ばなりません。
- 15 農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「農地利用効率化実施要綱」という。)第8の2の手続により収入があったときは、当該収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 17 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 18 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、農地利用効率化実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)及び事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

( 部 課 係)

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とある のは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
  - 2 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請 を行った場合には、次の事項を追加すること。
    - (1) 補助事業者は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)第14条の実績報告 (以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各助成対象者(経営体の育成の取組に係る 事業に係る助成対象者をいう。以下同じ。)の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助 対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の 規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年 法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額 に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額 から減額して報告しなければなりません。
    - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各助成対象者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)に定める別記第3号様式により、その金額(実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事(総合振興局長等)に報告しなければなりません。

3 補助事業により農地等の改良、造成若しくは復旧を実施する場合にあっては、次の事項を追加すること。

補助事業により農地等の改良、造成若しくは復旧を実施した施工箇所の受益地の全部又は一部が当該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち次に掲げる返還額の算定方法により算出される額(知事(総合振興局長(振興局長))がこれにより少ない額を定めたときはその額)に相当する額を道に返還しなければなりません。

(補助金返還額の算定方法)

補助金返還額=A×C/B

A:返還対象補助金の総額 B:受益地の総面積 C:転用受益地の面積

4 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては、第9項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

<b>油</b>		補助対象経費			補助金	金の額	少了细 阳
補助事業名	区分	費目(取組)	額	金	額	完了期 限	
強い農業づくり 事業	推進事業	次世代施設園芸地域展開の促進 1 推進会議の開催 2 データ収集・分析機器の活用の検証 3 データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション 4 検証の成果等の普及・情報発信		円		円	年月日
	合	# <u></u>					

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱(令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「スマート農業交付等要綱」という。)別記様式第2号により農林水産省の機関(国土交通省北海道開発局を含む。)から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 4 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長)) の承認を受けなければなりません。
- (1)補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減
- (2) 事業実施主体 (スマート農業交付等要綱別紙3のIの第1の2の(1)に定める事業実施主体をいう。 以下同じ。)の変更
- (3) 取組(スマート農業交付等要綱別紙 3 の I の第 1 の 1 の 0 (1) から (4) に定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は廃止
- (4)補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
  - ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減
  - イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
- (5) 成果目標の変更
- 5 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局 長))の承認を受けなければなりません。
- 6 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 7 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

- 11 補助事業が完了したとき (廃止の承認を受けたときを含む。) は、当該補助事業の完了の日若しくは 廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等 実績報告書を知事(総合振興局長 (振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合 も、同様とします。
- 12 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者 の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなけれ ばなりません。
- 14 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事(総合振興 局長(振興局長))の承認があったものとします。
  - (ア)担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額 を納付すること
  - (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。

- 16 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は 一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納 付しなければなりません。
- 17 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 18 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 19 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3)補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、 又は不正な行為をしたとき。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 23 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 24 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 25 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭

和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、スマート農業交付等要綱、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

( 部 課 係)

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
  - 2 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を行った場合には、次の事項を追加すること。
  - (1)補助事業者は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)第14条の実績報告(以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各事業実施主体等(事業実施主体及び取組主体をいう。以下同じ。)の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - (2)補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体等の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)に定める別記第3号様式により、その金額(実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事(総合振興局長等)に報告しなければなりません。

- 3 補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
- (1)補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体等に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

- (2)補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。
- 4 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては、第11項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名		補助対象経費		補助金の額	完了期限	
<b>州</b>	区分	費目	金額	金額	元 ] 朔似	
強い農業づくり 事業	整備事業	担い手確保・経営強化 1 融資主体型補助 2 追加的信用供与補助 3 附帯事務費	Pi	PI	年 月 日	
合		計				

- 2 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局を受けなければなりません。
- (1) 事業実施主体の変更
- (2)費目(強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。)第9の1の(2)のイに定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は廃止
- (3) 費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
  - ア 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合 の補助対象経費の減を除く。)
  - イ 費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助 金額の減を除く。)又は補助金額の増
- 3 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局 長))の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の 内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 9 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。
- 10 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 11 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間(追加的信用供与補助にあっては、対象区域すべての当該補助に係る融資(以下「プロジェクト融資」という。)の保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点まで)保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 12 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取

消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助 金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3)補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれ に付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、 又は不正な行為をしたとき。
- 13 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 15 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依 命通知。以下「担い手確保実施要綱」という。)別記第1の9の(2)の手続により収入があったときは、 当該収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 17 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 18 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、担い手確保実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)及び事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

( 部 課 係)

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
  - 2 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を 行った場合には、次の事項を追加すること。
  - (1)補助事業者は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)第14条の実績報告 (以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各助成対象者(担い手確保・経営強化支援事業 に係る助成対象者をいう。以下同じ。)の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費 に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に より仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第 226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助 率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額し て報告しなければなりません。
  - (2)補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各助成対象者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)に定める別記第3号様式により、その金額(実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事(総合振興局長等)に報告しなければなりません。

3 補助事業により農地等の改良、造成又は復旧を実施する場合にあっては、次の事項を追加すること。 補助事業により農地等の改良、造成若しくは復旧を実施した施工箇所の受益地の全部又は一部が当 該事業に係る補助金交付の最終年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補 助金のうち次に掲げる返還額の算定方法により算出される額(知事(総合振興局長(振興局)))が これにより少ない額を定めたときはその額)に相当する額を道に返還しなければなりません。

(補助金返還額の算定方法)

補助金返還額=A×C/B

A:返還対象補助金の総額 B:受益地の面積 C:転用受益地の面積

4 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては、第9項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(補助事業者)

年 月 日申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

<b>法</b> 出事类力		補助対象経費			補助金	金の額	<b>今</b> 了###
補助事業名	区分	費目	金 額		金	額	完了期限
強い農業づくり事業	整備事業	農産物等の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備  1 耕種作物産地基幹施設整備 (1)育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調整貯蔵施設 (4)農産物処理加工施設 (5)集出荷貯蔵施設 (6)産地管理施設 (7)農作物被害防止施設 (8)生産技術高度化施設 (9)種子種苗生産関連施設		円		円	年 月 日
	合	計					

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱(令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官通知。以下「輸出拡大交付等要綱」という。)別記様式第2号により農林水産省の機関(国土交通省北海道開発局を含む。)から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 4 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長)) の承認を受けなければなりません。
- (1) 事業実施主体の変更
- (2)費目(強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。)第9の1の(2)のイに定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は廃止
- (3) 費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
  - ア 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合 の補助対象経費の減を除く。)
  - イ 費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。)又は補助金額の増
- 5 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局 長))の承認を受けなければなりません。
- 6 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総 合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 7 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総

合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その 指示に従わなければなりません。

- 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられ たときは、その命令に従わなければなりません。
- 9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 11 補助事業に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん 功届又は機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 12 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは 廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等 実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場 合も、同様とします。
- 13 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 14 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 15 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3)補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、 又は不正な行為をしたとき。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者 の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らな け ればなりません。
- 19 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではありません。
- 20 前項の財産を、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。
- 21 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 23 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 24 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、輸出拡大交付等要綱、農業づくり総合支援交付金のうち産

地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通)、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

( 部 課 係)

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
  - 2 整備事業の表中の「費目」のうち、該当する取組名を選択して記入すること。 また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。 なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。
  - 3 補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあっては、第11項を次のように変更して使用すること。 11 補助事業者は、事業実施主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等 を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
  - 4 補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあっては、第11項に次の事項を追加すること。ただし、 間接補助事業の場合にあっては、補助事業者は、事業実施主体に建設工事の完成及び機械導入の完了 した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興 局長))に提出しなければなりません。
  - 5 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を 行った場合には、次の事項を追加すること。
  - (1)補助事業者は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)第14条の実績報告 (以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕 入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法 律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税 法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを 合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを 補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - (2)補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体等の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)に定める別記第3号様式により、その金額(実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事(総合振興局長等)に報告しなければなりません。

- 6 補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
- (1)補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

- (2)補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。
- 7 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては、第12項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印 (総合振興局長(振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

<b>法</b> 出事 <b>光</b>		補助対象経費			補助金	金の額	今 <b>了</b> ###
補助事業名	区分	費目(取 組)	金	額	金	額	完了期限
強い農業づくり事業	推進事業	1 園芸作物導入促進事業 (1)産地の合意形成に向けた取組 (2)品種の選定や出荷先の確保に向けた取組 2 園芸作物転換強化事業 (1)産地の合意形成に向けた取組 (2)栽培技術の確立に向けた取組 (3)機械・施設のリース方式による導入等 の取組		巴		巴	年月日
	合	計					

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「持続的生産強化交付等要綱」という。)別記様式第2号により農林水産省の機関(国土交通省北海道開発局を含む。)から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 4 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事(総合振興局長(振興局長)) の承認を受けなければなりません。
- (1)事業実施主体(持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号及び3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「持続的生産強化実施要領」という。)別紙2のⅡの第1の2の(1)に定める取組主体をいう。以下同じ。)の変更
- (2) 取組(持続的生産強化実施要領別紙2のIIの第1の1の(1)のア及びイ並びに(2)のアからウに定めるものをいう。以下同じ。)の新設又は廃止
- (3)補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
  - ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減
  - イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
- 5 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局 長))の承認を受けなければなりません。
- 6 補助事業が期限までに完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 7 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 8 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられ たときは、その命令に従わなければなりません。
- 9 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

- 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 11 補助事業が完了したとき (廃止の承認を受けたときを含む。) は、当該補助事業の完了の日若しくは 廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日までに、補助事業等 実績報告書を知事(総合振興局長 (振興局長))に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合 も、同様とします。
- 12 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、知事(総合振興局長(振興局長))の承認があったものとします。

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数)を経過した場合は、この限りではありません。

- 15 前項の申請により知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は 一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納 付しなければなりませ ん。
- 16 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 17 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。
- 18 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1)この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3)補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5)前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、 又は不正な行為をしたとき。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 23 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、持続的生産強化交付等要綱、持続的生産強化実施要領、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

- 注1 申請内容に修正を加えて承認しようとするときは、指令文中「申請内容のとおり承認し」とあるのは「申請内容のうち次の事項を修正した上で承認し」と書き換え、修正した事項を追記すること。
  - 2 納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付申請を行った場合には、次の事項を追加すること。
  - (1)補助事業者は、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)第14条の実績報告(以下「実績報告」という。)を行うに当たって、各事業実施主体等(事業実施主体及び取組主体をいう。以下同じ。)の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
  - (2)補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体等の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)に定める別記第3号様式により、その金額(実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事(総合振興局長等)に報告しなければなりません。

- 3 補助事業の全部又は一部が間接補助事業の場合にあっては、次の事項を追加すること。
- (1)補助事業者は、この補助金を間接補助金として、事業実施主体等に補助する場合には、補助事業者における補助金の交付の決定に当たり、この指令条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

- (2)補助事業者は、補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をしなければなりません。
- 4 道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては、第11項中「4月10日」を「4月5日」に書き換えて使用すること。

(記号)第 号年 月 日

北海道知事 様 ( 総合振興局長(振興局長))

補助事業者名 印

#### ○○年度強い農業づくり事業消費税等仕入控除税額等報告書

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付決定を受けた 事業 について、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(平成17年7月15日付け支援第432号北海道農政部長通知)第6の3の(2)の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額金円2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額金円3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額<br/>金金円4 要補助金返還相当額(3-2)金円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を 添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 記の3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること)
- ・ 事業実施主体等が消費税法(昭和63年法律第108号。以下同じ。)第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる 資料

5	当該補助金に係	くる仕入れに係る	5消費税等相当	額が明らかに力	ならない場合、	その状況を
4	記載					

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期 を記載

申告予定時期 年 月

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を 添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・ 事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項 に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 注1 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面(別紙「補助金に係る消費税等仕 入控除税額の内訳」)を添付すること。
  - 2 間接補助事業の場合にあっては、集計表(各事業実施主体ごとの1から4までの事項を記載した書面)を添付すること。
  - 3 農地利用効率化等支援交付金及び担い手確保・経営強化支援事業の場合にあっては、 集計表(各助成対象者ごとの1から4までの事項を記載した書面)を添付するこ

と。

## 補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者名

		1114 /		
		事業	美主体名	
課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
			·	

	補助対象	① の	内訳	②のうち ※ 選 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3	の内	訳	仕入控除	海田家	補助金に係る。
区分	経 ①	課税対象②	非 課 税	消費税等 相 当 額 ③	課税売上対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応	税 ⑥	<ul><li>補助率</li><li>⑧</li></ul>	る消費税等 仕入控除税額 ⑦×®
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
<b>⇒</b> 1								7		
計										

- 注1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。
  - 2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
    - (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥
    - (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+[⑤× (課税売上割合)]
    - (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③× (課税売上割合)

 (記号) 第
 号

 年
 月

 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

(総合振興局長(振興局長))

補助金の不交付の決定について (通知)

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

部 課係)

 (記号)第
 号

 年月日

(補助事業者) 様

北海道知事 印

(総合振興局長(振興局長))

補助金の交付の決定について(通知)

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申請書を提出してください。

( 部 課 係)

- 注1 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。
  - 2 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資(国が行っている制度融資を除く。)を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、本文中のなお書の前に次の事項を追加すること。

また、補助事業を行うに当たって、国が行っている制度融資以外からの融資を受けるため、補助対象物件を担保に供したい旨申請があったことについては、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないことを条件に承認します。

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更については、これを 承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

(総合振興局長(振興局長))

この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

( 部 課 係)

- 注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。
  - 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、平成 年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更 します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

(総合振興局長(振興局長))

- 1 この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

		麥	Γ ζ	-	更		前			3	东	j	更		後	
補助事業名	補助対象経費					補	力金	完 了	補助対象経費					補明	加金	完了
	区分	費	目	金	額	の	額	期限	区分	費	目	金	額	の	額	期限
								年月日								年月日

( 部 課 係)

- 注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
  - 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、 その変更の内容を記載すること。
  - 3 第2項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
  - 4 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

(補助事業者)

年 月 日申請に係る 事業の中止(廃 止)については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年 月 日

北海道知事 印 ( 総合振興局長 (振興局長) )

部 課係)

- 注1 中止又は廃止を承認する場合は、〔〕書きの箇所を削除すること。
  - 2 中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

# 事 業 遂 行 状 況 報 告 書

1 事業実施主体名2 事業完了予定

年 月 日

3 実施状況

年 月 日現在

費		丁 括	実 施	計 画	で	き高	進捗率	支出済額	備業	<u> </u>
費   目   工   種	工種	事 業 量	事業費A	事業量	事業費B	B/A	<b>人山併領</b>	7用 <i>千</i> 、	考	
				円		円	%	円		

## 繰越等実施計画書

1 繰越後の事業完了予定 年 月 日

2 実施計画

費目	工種		計	画		年度内第	実施 予	定	翌年度実施予定				定	年度内概算	備考
<b>其</b> 日	工、作里	事業量	事業費A	補助金	事業量	事業費B	B/A	補助金	事業量	事業費C	C/A	補助金	予定期間	予定補助金	1/III
			P	P		P		PI		PI		P	年~年 年~年 年~年	P	年度内概算予定補助金算出根拠
計															

注 「予定期間」欄は、各費目ごとの予定工期を記載すること。

(補助事業者)

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、 事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道知事 印

(総合振興局長(振興局長))

- 1 事業完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、 速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し なければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

( 部 課 係)

別記第10-1号様式(第12-1、第15-4及び第23-2関係)

(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令による 事業に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

年 月 日

北海道知事 印 ( 総合振興局長(振興局長))

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

( 部 課 係)

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

(記号)第号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令による 事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

(総合振興局長(振興局長))

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局等の長)が発行する納入通知書に より納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から 納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合における その後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95 パーセン トの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

( 部 課 係)

- 注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。
  - 2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、 納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印 ( 総合振興局長(振興局長))

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、 次のとおりです。

		変		更	育	ίj			変		更	1	爰	
補助事業名	補助対象経費				補助金		完了	補助対象経				補助金		完了
	区分	費目	金	額	の	額	期限	区分	費目	金	額	の	額	期限
				円	Р	]	年月日				円		円	年月日

( 部 課 係)

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
  - 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
  - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
  - 4 第3項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
  - 5 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙に て処理すること。

(記号) 第 号達

(補助事業者)

日付け(記号)第 号指令の 事業に係る補 助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

> 年 月 日

> > 北海道知事 総合振興局長(振興局長)) (

- 取消しの内容 1
- 取消しの理由
- 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長(振興局長))が発行する納入 通知書により納付すること。
- 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から 納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合における その後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの 割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、 次のとおりです。

		変		更	Ī	前			変		更	í	发	
補助事業等	補助対象経費			補具	<b></b>	完了	補助対象経費				補助金		完了	
	区分	費目	金	額	の	額	期限	区分	費目	金	額	の	額	期限
				円		円	年月日				円		円	年月日

部 課 係)

- この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合(ただし、額の確定後は除く。)に使用すること。 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容
  - を記載すること。
  - 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載す
  - 第5項中補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙に
  - て処理すること
  - この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき 期限を猶予した場合は、この限りでない。

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の 事業 に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変 更します。

年 月 日

北海道知事 印 ( 総合振興局長(振興局長))

- 1 削除事項
  - (1)
  - (2)
- 2 追加事項
  - (1)
  - (2)

( 部 課 係)

注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に 使用すること。

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金金 円の返還を命じます。

年 月 日

北海道知事 印
( 総合振興局長(振興局長))

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長(振興局長))が発行する納入 通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から 納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合における その後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの 割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。
  - 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
  - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
  - 4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき 期限を猶予した場合は、この限りでない。

(記号)第号年月日

(補助事業者) 様

北海道知事 [1] ( 総合振興局長 (振興局長) )

補助金の概算払について (通知)

年 月 日申請に基づき、 事業に係る 補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知しま す。

記

- 1 概算払をする時期 月頃
- 2 概算払をする額 金 円

( 部 課 係)

注 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、こ の通知後直ちに支払うものにあっては、おおよその月日を記載しても 差し支えないものであること。

 (記号)第
 号

 平成
 年
 月

 日

(補助事業者) 様

北海道知事 **印**( 総合振興局長(振興局長))

補助金の概算払について (通知)

年 月 日申請に基づき、 事業に係る 補助金については、次の理由により概算払いをしないことと決定したの で通知します。

記

補助金の概算払をしない理由

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金に係る 事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられ た条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行する ことを命じます。

年 月 日

北海道知事 印
( 総合振興局長(振興局長))

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金に係る 事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれ に付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、 当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じ ます。

年 月 日

北海道知事 即
( 総合振興局長(振興局長))

- 1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。
- (1)
- (2)
- 2 是正措置は、 年 月 日までに完了させること。
- 3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事(総合振興局長 (振興局長))に報告すること。
- 4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付さ れた補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

部 課 係)

注講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号達で命じた事業の遂行の 停止を解除します。

年 月 日

北海道知事 印 ( 総合振興局長(振興局長))

### 補助事業に係る機械導入完了報告書

(記号)第 号年 月 日

北海道知事 様

(総合振興局長(振興局長))

(補助事業者名) 印

年 月 日付け(記号)第 号指令で補助金の交付の決定を受けた 事業に係る機械の導入が完了したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

- 注1 この様式は、機械を導入したときに使用すること。
  - 2 同じ種類の機械を同時に複数台導入した場合、「2 機械の導入状況」の表を「別紙のとおり」 と書き換え、別紙にて一覧にまとめることは差し支えないこと。
  - 3 「機械の納入者」欄には、、事業実施主体に機械を売り渡した者を記載すること。
  - 4 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は 検査を行った場合に記載すること。

## 補助事業等に係る建設工事完成検査調書

 事業名

 工事目的物の名称

 着工 年 月 日・完成 年 月 日

 補助事業者名

 事業実施主体名

上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれ に付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

注 検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により 不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載 すること。

# 補 助 事 業 遂 行 計 画 書

			ž	実 施 計	画			年』	度でき高		翌	星年度繰		補助金概算払	
費	目	工種	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	支出済額	支出未済額	補助金	事業量	事業費		受領額	備 考
				円	円		円	円	円	円		円	円	円	完了予定年月日
															年 月 日
1811	+														

 (記号) 第
 号

 年
 月

 日

(補助事業者) 様

北海道知事 印 ( 総合振興局長 (振興局長) )

補助金の額の確定について (通知)

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査(及び実地検査)した結果、 事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額金

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号で通知した

事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印
( 総合振興局長(振興局長))

- 1 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長(振興局長))が発行 する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部課係)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき 期限を猶予した場合は、この限りでない。

#### (別添1)

別記第17号様式(第21関係)

## 補助金交付状況報告書

事業名 強い農業づくり事業 区 分

事	業	-t: mr.t.t. d	総	事	業	費	補助	<b>力金交</b>	付	補具	助 指	令	補」	助 金	の	補助金	<b>全支出</b>	実績	責報台	生口	補具	力金の	額の	Ā	確	定
認定	年度	市町村名	(補	制助対	象経費	₹)	決	定	額	年	月	目	支	出	額	年月	月	年	月日	Ħ	確	定	額	4	年 月	日
			上段	計画		円			円				概算		円								円			
			下段	実績			変更			変更			概算 精算													
													計													
			上段	計画									概算													
			下段	実績			変更			変更			概算													
													精算													
													計													
			上段	計画									概算													
			下段	実績			変更			変更			概算													
			1 42	J < 1/154									精算													
													計													
			上段	計画									概算													
			下段	宝績		変更	変更		変更			概算														
			1 1/4	大順									精算													
													計													

注 区分(整備事業・推進事業)ごとに別様とすること。また、牛肉等関税財源分がある場合には、それぞれ別様とすること。

(記号)第年月日

(補助事業者) 様

北海道知事 <u>印</u>
( 総合振興局長(振興局長))

財産処分の承認 [不承認] について (通知)

年月日付けで申請のあった 事業の財産処分については、※申請内容のとおり承認します。ただし、次の事項を守らなければなりません。[次の理由により承認しないことと決定したので通知します]。

記

1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。

- 注1 財産処分を承認する場合は、〔 〕書の箇所を削除すること。
  - 2 承認に当たり、次の例を参考に必要な条件を付すこと。
    - ① 承認に当たり、財産の取得に要した経費のうち補助金相当額(取得した財産の法定 耐用年数を基に取得価格から減価償却費を減額した価格に補助率等を乗じて得た額を いう。)を納付させる場合は、納付すべき金額及び納付方法
    - ② この承認を得て取得財産を処分した場合において、当該処分により収入金があった ときは、当該収入金の額を含めた処分の内容を知事に報告すること。
    - ③ 取得財産を処分することにより収入金があった場合で、当該収入金の額に補助率等を乗じて得た金額が2で算定した補助金相当額を上回るときは、これらを比較して多い方の額(ただし、補助金額を上限とする。)を納付させること。
    - ④ 取得財産の譲渡先に対し、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、当該譲渡する取得財産の処分を制限すること。
  - 3 財産処分を承認しない場合は、標題中「承認」を「不承認」とし、本文中※印以降及び ただし書を削り、[ ] 書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

### 財 産 処 分 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様 ( 総合振興局長(振興局長))

補助事業者名 即

年 月 日付け(記号)第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 財産の処分状況

物件名	処 分 方 法	金	額	処分年月日
			円	

注 処分に係る契約書の写しを添付すること。

年 月 日

北海道知事 様 ( 総合振興局長(振興局長))

補助事業者(団体等名及び代表者氏名) 印

事業実施主体(団体等名及び代表者氏名)

○○年度(西暦○○年度)強い農業づくり事業(産地競争力の強化(推進事業)) 交付決定前着手届

強い農業づくり事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手いたしたいので、お届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

#### 別添

取組名	事業実施 主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定年 月 日	完了予定年 月 日	理由

- 注1 表中の取組名は、強い農業づくり事業の運用について(平成18年4月3日付け支援第 128号北海道農政部長通知)別記の1の(1)から(12)の取組名を記載すること。
  - 2 補助事業者と事業実施主体が異なる場合(間接補助金の場合)にあっては、各事業実施主体ごとに作成すること。この場合、「補助事業者(団体等名及び代表者氏名)」欄は補助事業者名のみを記載し、押印は要しない。